

〔續日本紀光仁二〕寶龜三年五月丁未廢皇太子他戶王爲庶人詔曰天皇御命良麻宣御命乎百官人等天下百姓衆聞食倍止宣今皇太子止定賜流部他戶王其母井上內親王乃麿魅大逆之事一二遍能味不在遍麻久發覺奴其高御座天之日嗣座波非吾一人之私座止奈毛所思行須故是以天之日嗣止定賜比儲賜部皇太子位仁謀反大逆人之子平治賜婆例卿等百官人等天下百姓能念良麻久毛耻志賀多自氣奈志加以後世乃平久安長久全久可在伎政仁不在止神奈賀母所念行須依而奈他戶王乎皇太子之位停賜比却賜布宣天皇御命乎衆聞食倍止宣

〔續日本紀光仁三十三〕寶龜六年四月己丑井上內親王他戶王並卒

〔類聚國史光仁七十九〕延曆廿二年正月壬戌外從五位下槐本公奈氏麿呂授從五位上弟正七位上豐人、  
豐成、從五位下並賜姓宿禰奈氏麿呂父故右兵衛佐外從五位下老天宗高紹天皇仁光之舊臣也初  
庶人○他居東宮暴虐尤甚與帝武桓不穆遇之無禮老竭心奉帝陰有輔翼之志庶人及母廢后上井內親王聞老爲帝所昵甚怒喚之切責者數矣及后有巫蠱之事老按驗其獄多發奸狀以此母子共廢社稷以寧帝追思其情故有此授

〔水鏡光仁〕この后○井上内親王御年五十六になり給ひき此御腹の他戸の親王は御門の第四の御子にて御年などもいまだいとけなくおはしましてことしは十二にぞなり給ひしかども此后的御はらにておはせしかば兄たちを置たてまつりてこぞの正月に東宮に立給ひしづかし略百川此ほどの事をもをうかひ見るに后まじわざをして御井にいれさせ給ひきみかそをとくうしなひたてまつりて我御子の東宮を位につけたてまづらむといふ事どもあり其井にいりたる物をある人とりて宮のうちにもてあつかひしかば此事みな人ぞりにき中略百川此ことをきゝてあさましく侍る事なり后をおばし縫殿の寮に渡したてまつりてこらしめたてまづらん又東宮もあしき御心のみおはす世のためいとく不便に侍ると申し